

刑事訴訟法案外二件特別委員小委員會會議事速記録第一號

委員氏名

伯爵寺島	誠一郎君
松室	致君
河村	善益君
河村	讓三郎君
鈴木	喜三郎君
男爵矢吹	文次君
岡田	倉平君
湯淺	

大正十一年三月二十日(月曜日)午前十時三十二分開會

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 是ヨリ刑事訴訟法案外二件特別委員小委員會ヲ引續イテ開會イタシマス、一昨日ヲ以テ小委員會ハ午前午後ニ亙リテ審査ヲ致シテ次第デアリマス、大體ヲ通ジテハ一通リノ審査ヲ參テデアリマスルケレドモ、尙ホ慎重ニ審査スル意味ヲ以テマシテ、今日此會ニ於テ更ニ全部ヲ通ジテ大切ノ點ト思召ス箇所ニ付マシテ、更ニ攷究ヲ重ネラレテハ如何カト存ジマス

○男爵矢吹省三君 然ラバチヨット伺ヒタイノハ二百五十九條ノ「祖父母又ハ父母ニ對シテハ告訴ヲ爲ス事ヲ得ス」ト云フ規定ガ茲ニ遺入ッテ居リマスガ、斯ノ如キ尊屬ニ對シテ告訴ガ今マデ澤山アッタデアリマスガ、極ク稀レデアリマスガ、其實際統計ヲ伺ヒタイ

○政府委員(林頼三郎君) 從來此祖父母、父母ニ對スル告訴發等ハ往々ニシテアルノデゴザイマスガ、澤山アルト云フ次第デハゴザイマセヌ、併シ其數ガ下ノ位アルカト云フコトノ統計ガ實ハ今整ッテ居リマセヌ、數ヲ以テ申上ゲルコトハ出來マセヌノデゴザイマス、併ナガラサウ澤山ナイト云フコトダケハ申上ゲテ差支ゴザイマセヌ

○男爵矢吹省三君 私ノチヨット感ジト申シマスガ、祖父母父母等ニ對シテ告訴スル様ナ場合ニハ、其父母或ハ祖父母ガ可ナリ普通ノ親ト違ッテ考テ、其人自體ガ非常ニ惡イ場合ガ多カラウト思フノデアリマス、被害者タル卑屬ノ方ヨリ寧ロ尊屬ノ方ガ惡イト云フ様ナ風ニ見ラレル場合ガ多イノデゴザイマスガ、サウ云フ場合ガ多イトスレバ斯ノ如キ規定ヲ設ケルト云フ事ガ如何デアリマスカ、ソコヲ自分ノ考ガソナ所ニ在ルノデアリマスカラ伺ッテデアリマスガ、實際御覽ニナッテ居ル御經驗カラ行ッテ、私ノ申サウナコトガナイ、多クハ卑屬ノ方ガ惡イノダト云フ風デアリマスカラ伺ヒタイ

貴族院刑事訴訟法案外二件特別委員小委員會會議事速記録第一號 大正十一年三月二十日

○政府委員(林頼三郎君) 其點ハ今御尋ノ如ク尊屬ノ方ガ之ヲ對等ノ者トシテ見レバ非常ニ惡イト云フヤウナ事モ隨分ゴザイマス、ソレカラ又近來御承知ノ如ク孝道ト云フヤウナコトニ付テノ考ガドウモ或方面ニハ餘程變更ッテ來テ居リマス、對等ノ者トシテ考ヘテモドウモ卑屬ノ方ノ告訴發ノ方ガ甚シク過ギテ居ルト云フヤウニ感ズルコトガ隨分ゴザイマス、ソレデハ申セヌノデゴザイマスガ、此條文ヲ設ケマシタノハ、要スルニ卑屬ガ告訴發ガ土臺トナシテ裁判斷方判決ヲスル、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、其點ガ孝道ヲ重ズル我國ノ從來カラノ國風ニ合ハナイ、斯フ考ガアリマス、ソレデ若シ尊屬等ニシテ甚シク惡イト云フヤウナ場合ニ於テハ、子孫ニ於テ告訴發致シマセヌデモ、他ニ處罰スベキ手續ガゴザイマス、其方デ參リマス方ガ適當デアラウ、斯ウ云フ考デ居リマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 此際チヨット皆樣ニ御諮リシタイト存ジマスルノハ、此法案ヲ全體ヲ通ジテ何所デモ宜シイカラト云フコトデハ、餘リ放漫ニナリハセヌカト云フ炭ガアリマスカラ、先ヅ第一編總則ト云フ點ニ付テ、其中カラノ主要ノ點ニ付テ、ソレヲ題材トシテ御質問御審査ニナッテハ如何デアリマスカ

「異議アリマセヌ」ト呼ブ者アリ

○河村讓三郎君 二百四十五條マデデスナ……矢張質問デゴザイマスカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ハイ……河村讓三郎君ハ二百四十五條ニ對テ御質問ガアルノデスカ

○河村讓三郎君 一編ニ限ルト云フ御話デシタカラ第一條カラ二百四十五條マデ質問ラシテ宜イノデスカト申シタノデアリマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 何か御殘リニナッテ居ル所デモアリマスナラバ此際御質問アルコトヲ願ヒマス……御質問ゴザイマセヌデスカ

「アリマセヌ」ト呼ブ者アリ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ第二編第一審、第三百七十七條マデデアリマス、此第二編ニ付テ御質問殘リガゴザイマスナラバ……

「アリマセヌ」ト呼ブ者アリ

○男爵矢吹省三君 一點伺ヒタイノデゴザイマスガ、第二編八十一條ノ公訴ニ付テ檢事ノ任意ニ任カセルト云フ點デ

ゴザイマスガ、是ハ刑事政策上運用ヲ圓滑ナラシムルト云フ點ニ於テ斯カル規定ガ出來タカノ如ク伺ヒマスガ、又此爲ニ一般民衆カラ云フト當然起訴セラルベキモノト思フテ居ルヤウナ犯罪ニ付テ起訴サレナイデ終ルト云フヤウナ場合ガ益々起ラウト思ヒマス、此點ハ如何デスカ、詰リ利益ナ場合ト弊ノアル場合ト生ズル、融通ノ利クダケソレダケ共結果ニ付テ今日カラ直チニ決メラレナイイカト思ヒマスガ、任意主義ト云フコトハ其人ヲ得テ場合ニハ至極宜カラウト思フ、而シテ一方ニ於テハ陪審制度ノ如キモノモ置カレテ裁判ニ對シテ民意ヲ重ズル云フ精神ガ司法制度ニ於テ加味サレタ、然ルニ刑事訴訟法ノ改正ニ依リテ益々檢事ノ權能ヲ廣メテ行クト云フコトニナリマスノハチヨット考ヘマスト陪審制度ヲ置イタ其精神ト低觸シテ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス、寧ロ陪審制度ヲ置イタト云フ趣意カラ言ヒマスト此點ニ付テ檢事一人ニ任セナイデ置キタイト思ヒマス、其點ニ付テ御所見ヲ伺ッテ置キマス

○政府委員(林頼三郎君) 二百八十一條ニ付テノ御尋デアリマスガ、陪審制度ノ方ハ今同提案イタシマシタ所ニ依リマス、要スルニ事實ノ有無ニ付テノ判斷ニ付テ陪審員ニ詳議ヲセシムル、斯ウ云フコトニナッテ居リマスノデ、事件ヲ起訴スルカドウカト云フ點ニ付テハ全然關係イタシマセヌコトニナッテ居リマス、即チ西洋ノ「ベティ」、ジュリ「」ノ方ノ制度デ「グランド、ジュリ」ノ方ノ制度ハ採リマシヌソコデ御尋ノヤウナ、陪審制度ヲ採リマシタ趣意ト此條文ガ低觸スルコトニハナラヌカト考テ居リマス、サウシテ此法案ニ於テ任意主義ヲ採リマシテ、ソレヲ檢事ノ判斷ニ任セル、斯ウ云フコトニ致シマシタ趣意ハ申上ゲルマデモナイノデアリマスガ、要スルニ起訴不起訴ヲ決シマスルニハ刑事政策ノ要求ニ適應イタシマスヤウニ致シマス、隨テ刑事政策ニ付テノ研究ト之ニ對シテ十分ノ理由ガ無イト云フト、適當ニ起訴不起訴ヲ判斷スルコトハ出來マセヌ、是ハドウシテモ專門的ニソレヲ研究シ、又ソレ等ニ付テ練習シタ經驗ヲ持ッテ居ナイト判斷ガ出來ナイト思ヒマス、ソレ等ニ付テ起訴不起訴ニ付テハ素人ヲ交ヘルト云フコトハ適當デアアルマイ、斯ウ云フ考カラ法案ノヤウニ致シマシタ次第デアリマス

○男爵矢吹省三君 只今ノ御答辯ニ依リマシテ其趣意ヲ承ッテデアリマスガ、唯私共思ヒマスノニ檢事ダケデ起訴不起訴ヲ決メルト云フコトガ果シテ國家ノ利害、一般民衆ノ

利害ト云フモノト一致スルヤ否ヤ、必ズ一致スルモノト云フコトヲ直チニ言ヘナイ場合ガアリハシナイカ、即チ起訴スルトカ、シナイトカ決メル上ニ於テモ、矢張常識ヲ入レルト云フコトガ恰モ陪審制度ニ於テ公訴サレタモノニ對シテ常識ヲ加ヘルノコトノ必要ト同様ニ必要ガ公訴前ニ於テモアリハシナイカト思ハレル、ソレデ今度ノ陪審制度ハ外國ニ於ケル陪審制度ト同様ニハナッテ居リマセヌ、ソレデモ矢張同様ノ御趣意ニ御話サレタノデアリマスガ、斯ノ如キ程度位デ矢張起訴サレル場合ニ於テモ參考ニ供セラレル必要ガアルノデアリカト私ハ思フ、ソレ故ニ其頭カラ見マス

ト此際之ヲ任意主義ニシテハ、一層之ヲ規定ノ上ニ現ハシテ、今マデノ刑事訴訟法ヨリ更ニ檢事ニ對シテ法規ノ上ニ明カニ任意主義ヲ採ルノダト云フコトハ、チヨット一方ニ陪審制度ヲ設ケラレタ其御考ト抵觸シテ居ヤシナイカト云フヤウナ考ガスルノデアリマス、ソレデ今伺ヒタイノハ、檢事ダケデ起訴不起訴ヲ決メルト云フコトハ却テ素人ノ考ヲ交ヘルヨリ宜イト云フ御答デアリマスガ、私共考ヘマスノハ却テ其場合ニハ常識ヲ入レテ、素人ノ考マデ入レタ方ガ宜クナイカ、公衆ノ利益ノ方ニ必要ナモノデアル、斯ウ考ルノデアリマスガ、其點ヲ重ネテ伺ヒ置キマス

○政府委員(林頼三郎君) 御尋ノ點ハ一面カラ見レバ誠ニ御尤モト思ヒマスガ、檢事方起訴不起訴ヲ決スル場合ニハ裁判ヲシマス場合トハ違ヒマシテ、要スルニ其事實ニ付テノ訴訟ノ權利ガアルカドウカ、斯ウ云フ事デ宜シイ次第ニナッテ居リマスノデ、事實ガアッタトカドウカ云フヤウナコトヲ判斷スルノハ餘程趣ヲ異ニシテ居リマス、サウシテ殊ニ先程申シマスヤウニ、刑事政策ノ要求ニ合致スルヤウニヤルト云フコトハ大切ナ點デアリマス、ドウモ夫等ノコトハドウシテモ今日ヨリノ素人デハ、如何ニ今日刑事政策ガ行ハレテ、刑事政策上ノ施設ガドウナッテ居ルト云フコトハ十分理解シテ居ラスノデアリマス、ドウモ却テ不適當ナコトガ多カラウト思ヒマス、檢事ハ上命下從ノ規定デアリマスカラ、面倒ナ問題ガアレバ上司ノ指揮ヲ受ケテヤルノデアリマスカラ、事ヲ誤ルコトハマアアルマイカト考ヘマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 第二編ニ付テ御質問ハゴザイマセヌカ

○河村善益君 是ハ前回質問ハアツカ知リマセヌケレドモ、私ハ缺席致シマシタノデ伺ヒタイト思フテ居リマスガ、本案ニ依リマス第四百一十一條乃至四百十六條ノ理由ヲ以テ上告ノ原因トナスコトヲ許スコトニナリマス、ソレハ畢竟實際便宜上カラ斯ウナツタ方ガ宜カラウト云フ御考カラナツタコトカト思ヒマス、ソレハ他國ノ立法令ニアルコトデアリマスルカ、如何デアリマスカ

アリマスルカ、如何デアリマスカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 未ダ第三編ニ移タコトヲ申上ゲテ無イノデアリマスガ、第二編ニ御質問ガ無イヤウデアリマスカラ第三編ニ移リマス、而シテアナタノ御質問ニ移テ宜カラウト思ヒマス、第三編ニ移リマス

○政府委員(林頼三郎君) 今ノ御尋ニ付キマシテハ再審ノ請求ヲ爲シ得ベキ場合ニ該當スル理由ノアルトキハ、之ヲ上告ノ理由ト爲スコトガ出來ル、是ハ全ク例ガ無イノデハゴザイマセヌカ、四百十四條、四百十二條ノ刑ノ量定甚シク不當ナリト思料スル時、又重大ナル事實ハ誤認アルコトヲ疑フベキ顯著ナル事由アルトキ、是ハ訴訟關係人カラ上告ノ理由トシテ主張ガ出來ル、斯ウ云フコトニ付テハ私自分ノ知ル處ニ於テ未ダ此ノ如キ立法例ガゴザイマセヌ、全ク本案獨創ニ係ルモノト考ヘテ居リマス

○河村善益君 是ハ實際便宜上カラ云フ理由デスカ其外ニ理由ナイデスカ

○政府委員(林頼三郎君) 結局煎ジ詰メレバ實際便宜ト云フコトニナルカモ存ジマセヌガ、理由書ニモ書イテゴザイマス通り、本來ノ目的カラ申シマシテモ、上告審ニ於テ事實ト關シテ或程度ニ關係スルコトハ蓋シナイ、斯ウ云フコトト、ソレカラ實際ニ關係スルコトハ蓋シナイ、方面ニ多クノ經驗シタ人竝ニ在野ノ多クノ經驗ヲシタ人ガ、矢張り斯ウ云フコトヲ加ヘルコトハ實際ニ於テ必要アルト云フ論ガ大分盛ンデアリマス、此程度ニ於テ事實上ノ理由ヲ加ヘルコト云フコトガ實際ニ適當デアラウ、斯ウ云フヤウナコトカラ新タニ此案ヲ作りマシタ次第デアリマス

○河村善益君 モウ一ツ伺ヒマスガ、第四百四十五條、及四百四十六條ニ依リマス、只今ノ四百四十四條乃至四百十六條ノ理由ガアツタ時ニ事實ノマ、審判ヲナスベキコトヲ言渡ヲナシタ時ニ於テハ大審院ハ自ら審議ヲナスト云フコトニナッテ居リマスガ、大審院ガ事實ノ審議ヲ自ら爲スト云フコトハ餘程新シク規定ノヤウニ伺ヒマスガ、畢竟是マデ通り事實ノ審議ハ必ズ控訴院以外ノ裁判所ニ於テセネバナラヌ、事實ノ審議ヲナスベキ時ニ控訴院以外ノ裁判所ニ移送スルト云ヘバ當事者ガ諸處ノ裁判所ニ出頭セネバナラヌ、ソレガ爲ニ訴訟ハ長引ク、隨テ訴訟ノ費用モ餘程多クナル、是等ノ不便ヲ避ケンガ爲ニ斯ナ特別ヲ設ケラレタモノカト存ジマスガ、果シテサウデアリマスカ、又此ノ如キ立法例ハ外國ニモアリマスルカ、如何デアリマスカ、其ニツノコトヲチヨット伺ヒマス

○政府委員(林頼三郎君) 現行法デハ大審院ハ事實ノ審理ヲシマス主義ヲ取りマシテ、隨テ上告ノ結果、前判決ヲ破棄スル場合ニ原則トシテ控訴院ニ移送スル、斯ウ云フコト

ニナッテ居リマシタノラ今回改メマシタ、其理由ハ今御尋ニナツタヤウナ事情カラ來テ居ルノデアリマス、ソレカラ外國ノ立法例ノ御尋デアリマスガ、只今記憶シテ居ル處デハ外國デハ矢張り上告裁判所ハ法律點丈ケラ審判スル丈ケニナッテ居リマス

○河村善益君 斯カル立法例ハ無イト云フコトニナリマス

○政府委員(林頼三郎君) 無イト記憶致シマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 第四編ニ移リマス、四編五編、合セテ、通ジテ御質問願ヒマス

○河村讓三郎君 衆議院デ修正ニナリマシタ點ニ付テ御説明ヲ願フ、答デアリマスガ、前回ニ承ラナカッタノデアリマスガ、四百八十七條ノ五號デアリマスガ、是ハ當然ノ修正ノヤウニ思ヒマスガ、政府デ御調査ノ際ニ全ク氣付カナカッタノデアリマスガ、或ハ他ニ御考ガアツテ加ヘナカッタノ新ニ加ヘタノデアリマセウカ

○政府委員(林頼三郎君) 只今御尋ノ點ハ立案シマス時ノ調査委員會デ色々論ガアリマシテ、結局第五ニ遺入ルト云フコトニ解釋出來ルト云フコトニシテ、結果メセヌ、併シソレハ無理デアラウト云フ論モアツテ、入レナカッタ所ガ衆議院デ是ハ意見ガアリマシテ矢張明白ニシテ置ク方ガ宜カラウト云フ考デ、政府モ修正ニ同意シタヤウナ次第デアリマス

○鈴木喜三郎君 一ツ御尋シタイノデアリマスガ、四百八十七條ニ「其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得」トアリマス、ソレカラ又被告人ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得ト云フヤウナコトガ外ニ規定ガアル、何カ違フノデアリマセウカ

○政府委員(林頼三郎君) 被告人ノ爲ニト言ヒマス場合ハ、被告人ノ防禦權ヲ行フト云フ趣意ニ掛ッテ居リマス積リデアリマス、被告人ノ利益ノ爲メト云フノハ、要スルニ結果ガ被告人ノ利益ニ歸着スルヤウニト云フ考デアリマス

○鈴木喜三郎君 結果ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲ト云フコトニナリマスガ、例ヘバ被告人ノ爲ニ控訴ヲ爲スコトヲ得ル、此被告人ノ爲ニ上訴ヲ爲シタ時ハト云フヤウナコトガアリマスガ、矢張り被告人ノ利益ノ爲ニ上訴ト云フコトハ含ンデアラウト思フ

リマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 第四編第五編ニ付テハ御質問ナイヤウデアリマスカラ、第六編カラ第八編マデ、五百十八條カラ五百六十八條マデ、是等ノ諸編ニ付テモ質問ガナイヤウデアリマスカラ、第九編カラ附則ノ終リマデ、第六百三十四條ニ別ニ御質問モナイヤウデアリマスカラ之ニテ質問ハ打切リ...

○男爵矢吹省三君 第六編ノ所デアリマス、五百十八條ノ「判決確定後其ノ事件ノ審判法令ニ違反シタルコトヲ發見シタルトキハ」ト云フ發見シタルコトハ誰デアリマスカ、檢察總長ガ發見シタル時ニ限ルノデアリマスカ、其他利害關係ノ者ガ發見シタル...

○政府委員(林頼三郎君) 結局非常上告ノ中立ヲ檢察總長ニ與ヘテアリマスカラ、法律ノ上デ檢察總長ガ發見シタルコトニナリマスカ、地ノ者ガ發見シタル檢察總長ニ通知ヲシテ、檢察總長ガ此旨趣ニ依テ申立ラセタルコト云フコトハアラウト考ヘマス、法律的ニ言ヘバ檢察總長ガ發見シタルコトニナルノデアラウト思ヒマス

○男爵矢吹省三君 サウストル發見シタル檢察總長ガ此點ニ付テ見解ヲ異ニシタル場合ハ檢察總長ガ上告シナイデ終ルコトガアルカ知ラナイ其時ニハドウモ致シ方ガナイ譯デアリマスカ

○政府委員(林頼三郎君) 矢張り法令ニ反シタルコト云フコトハ、檢察總長ハ判斷スルコトニナリマスカラ、ドウモモ外ノ者ト檢察總長ガ反對ノ見解ヲ持チマシテモ、ドウモ致シ方ガナイ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 御質問ゴザイマセヌカ
○河村讓三郎君 今日ハ筆記モアリマセヌカ簡單ニ私ハ第六條ノ適用ニ付テニツノ牽連事件ガ一ノ裁判所ニ繫屬シタル場合ニ其ノ一ツハ陪審ニ付スベキモノデアラテ、其ノ一ツハ必要ノ無イモノデアルト云フ場合合併審理ハシナイト云フ意見デアリマスケレドモ、第六條ニ依テ一事件ダケハ他ノ裁判所ニ移送スルト云フ事ガ出來ルノデアルカ否ヤト云フコトニ付テハ多少ノ疑ヲ生ズルコトヲ免レヌト思ヒマス、ソレ故ニ此疑問ニ對スル政府ノ釋明ヲ得テ置キタイ、斯様ニ思ヒマス

○政府委員(林頼三郎君) 第六條ニ於キマシテ牽連事件ガ同一裁判所ノ公判ニ繫屬シタル場合ニ裁判所ガ實際上ノ見地カラ考ヘマシテ一諸ニ審判スル必要ガナイ、却テ別ニ審判スル方ガ事件ノ進行、其他ノ點ニ於テ便宜デアルト云フコトヲ考ヘマシタル場合ニ於テハ、決定ヲ以テ他ノ裁判所ニ移送方出來ル、斯ウ云フ趣意ニナツテ居リマス、今御尋ネニナリマシタル陪審ノ評議ニ付スル趣意ニ依テ一ツノ事件ヲヤ

リマス場合ニ、他ノ事件ハ陪審ノ評議ニ付スル事件デナイト云フ時ニ之ヲ別個ニ審判スル方ガ實際上適當デアルト云フコトニ考ヘマス場合ニハ、無論此第六條ノ適用デ、他ノ裁判所ニ移送スル、斯ウ云フコトニナルト考ヘマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 然ラバ質問ヲ終リマシテ是ヨリ討論ニ移リタイト思ヒマス
○河村讓三郎君 チョット伺ヒマスガ、矢張り何ンデゴザイマスカ、質問ノ時ノ如ク矢張り何編ト限ッテノ討論デアリマスカ、或ハ全體ニ付テ...

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今質問ノ時ニ申上ゲマシタルヤウニ各編ニ付テソレヲ問題ニ供シタイト思ッテ居リマスガ、宜シウゴザイマスカ
〔宜シウゴザイマス〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ第一編ヲ議題ト致シマシテ討論ヲ願ヒタクウゴザイマス
○河村讓三郎君 本案ノ大體ニ付キマシテ詳細ノ御説明ヲ承リマシテ本員ハ了解ヲ得マシタルデアリマス、又衆議院ニ於テ修正ヲ加ヘマシタル所ニ於テモ一々御説明ヲ伺ヒマシタル、而シテ此衆議院ノ修正ハ多クアリマスカ、何レモ相當理由ノアル修正ナリト信ジマスノデアリマス、本員ハ此衆議院ノ修正ニ喜ンデ同意ヲ表シタイト考ヘルノデアリマス、就中政府ニ於テ御同意ニナツテ居リマス修正ニ付テハ勿論本員モ同意ヲ表スルノデアリマス、ノミナラズ政府ニ於テハ或ル修正ニ對シテハ不同意ト云フコトヲ表セラレタト云フコトデアリマスカ、其政府ノ同意セザル點ニ付キマシテモ本員ハ寧ろ修正ニナツタ方ガ實際適當デハナイカト信ズル點モナキニシテ非ズデアリマス、唯本員ノ遺憾ナガガ衆議院ノ修正ニ同意シ兼ネル點ガ一ツアルノデアリマスカ、其意見ヲ茲ニ提出イタスノデアリマス、ソレハ檢察ノ權限ヲ擴張スルト申シマスカ、或ハ其職務ノ執行ヲ完全ニスル爲メデアルト申シテモ宜シイガ緊急ニムラ得ザル場合ニ於テ勾引狀ヲ發スル權利ヲ檢察ニ與ヘタ規定デアリマス、即チ百二十三條ノ規定デアリマス、此規定ニ付キマシテハ、段々政府ノ説明セラルル所ニ依リマスト云フコト、之ニ依テ檢察ノ職務ヲ明ニシテ而シテ其捜査ノ目的ヲ十分ニ達スル爲ニ必要ニムラ得ザル規定デアルト云フデアリマス、曩キニ小委員會ニ於テ研究致シマシタル所ニ依リマスト云フコト、斯ノ如キ規定ハ多ク外國ノ立法例ニモ存シテ居ルノデアリマスカ、ソレニ依テモ必要ノコトデアルト云フコトハ十分ニ想像スルコトガ出來ルノデアリマス、或ハ檢察ガ其職權ヲ濫用シ必要ナキニ自由ヲ拘束スルヤウナコトガアリハセヌカト云フ疑問ヲ抱クモノガアルカモ知レマセヌカ、本員等ハ斯様ナ處方アリトハ考ヘヌノデアリマス、ソレ故修正ニ對

シテハ同意ヲ表スルコトガ出來マセヌノデ、之ニ相等ノ規定ヲ存置スルト云フコトヲ望ム次第デアリマス、尤モ其列記セラレタル場合ハ一ヨリ六ニ至ル種々ノ場合ガアリマスカ、此中ニ付テ輕重ヲ考ヘマスレバ自カラ其差ガアルコトヲ想像イタシテ居ルノデアリマス、ソレデ本員ハ必ズシモ此全部一號ヨリ六號マデ全部ヲ修正スルト云フコトモ思ヒマセヌカ、此中最も必要ニシテ已ムラ得ザルモノダケハ是非トモ復活スルト云フコトニ致シタイ考ヲ有ッテ居リマス、一應ノ概略ヲ述ベマシテ、諸君ノ御考ヘヲ願ヒタイト云フ考デ意見ヲ提出イタシマシタ

○河村善益君 私モ河村讓三郎君ノ御意見ノ如ク此第百二十三條ノ規定ヲ削除スルト云フニ賛成スルコトヲ欲セナイノデアリマス、其理由ハ今河村讓三郎君カラ仰シヤッタノト大抵同ジデゴザイマスカ、尙ホ申上ゲタイノハ之ニ類シタル法令ハ佛蘭西、獨逸、匈牙利ニアリマス、殊ニ佛蘭西ノ如キハ「アロンデスマン」丁度日本ノ一郡ニ地方裁判所ガアリマス、其數ハ今詳細ニ記憶シマセヌカ、二百六十バカリアル、其處ニ皆豫審判事ガ居ル、例ヘバ日本ノ各郡ニ地方裁判所ガアテ、其處ニ豫審判事ガ居ル、其管轄内ハ至ッテ狹イ、然ルニ斯ル場合ニ於テ勾引狀ヲ發スルコトヲ許シテ居ル、日本ノ如キハ一縣ニ一裁判所ガアル、其管轄方如何ニモ廣イ、ソレデ檢察ガ現行犯ノ犯所ニ出張イタシマスニ急速ノ要スル場合ニ、一々豫審判事ニ請求シテ令狀ヲ發シテ貰フニ、ナカク手數ガ掛テ容易ニ行キマセヌ、又餘程遠方ニナリマスト檢察ガ行クノニ、餘程日數及ビ時間ヲ費スコトニナリマスカラ、警察官ガ實地ニ臨ムコトガアリマス、ソレデ日本ノ如キ裁判所ノ管轄方如何ニモ廣漠ナ國ニ於キマシテハ、是非此規定ガナイト云フト現行犯等ノ、即チ茲ニ列舉シテアル一カラ六マデノ犯罪ノ檢察ガ能ク出來マセヌ、此理由カラシテモ、特ニ此箇條ハ今日ノ所デハ存置セネバナラヌト考ヘテ居ルノデアリマス、此存置ノ理由ニ付キマシテハ、先ヅ是ダケノコトヲ一應附加ヘテ置キマス、他ノ詳細ノコトハ、マダアトカラ機會ガアツタラ申スカモ知レマセヌ

○鈴木喜三郎君 私モ前河村兩委員カラノ御話ノ通り、原案復活即チ衆議院ノ修正ニ反對ノ意見ヲ有スルモノデアリマス、理由ノ詳細ハ既ニ政府委員カラノ説明ニ依テ明瞭デアリマスガ、一口ニ削除ノ理由トシテ、斯ル條文ハ檢察ノ專橫ヲ來タスト云フ議論デアリマスガ、勿論法ノ執行ニ付テハ、其人各自ノ注意ニ依ラナケレバナラヌノデアリマスガ、之ヲ濫用スルト云フコトノ冒頭カラ決メテ言フベキモノデナカラウト思フ、而シテ此條文ノ必要ナルコトハ、今更申スマデモナク、秩序ヲ維持スル爲メナルト共ニ、各被疑者ノ矢

張利益ヲ保護スルコトニナルヲ、若シ斯ル條文ガ無イト
スルト、所謂世間ニ云フ所ノ人權蹂躪ト云フヤウナ疑ヲ受
クルヤウナコトガ出來ルノデゴザイマスカラシテ、此條文
ハ決シテ被疑者ノ不利益ニ濫ニ勾引スルモノデハナクシ
テ、却テ此法ノタメニ利益ヲ惹起シ、一面ニハ社會ノ秩序安
寧ヲ保持スル必要上、是非無ケレバナラヌモノト考ヘルノ
デゴザイマスカラ、私モ復活ニ賛成スル意見ヲ持ッテ居リマ
ス、尙ホ此列記シテアリマス所ノ、乃至六ノ條項ニ付キマ
シテハ、若干輕重ノ區別モ設ケテアルガ、其輕重ノ差アル中
ニ於テ、勾引狀ヲ出シテモ出サナイデモサホド必要ト認メ
ザル場合ニ於テハ、檢事ハ之ヲ出サザルコトニナリマスカ
ラ、其運用ニ任スト云フコトニ致シマシテ、原案ヲ復活スル
ト云フコトノ大體、私ハ意見ヲ持ッテ居ルノデゴザイマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今兩河村君並ニ鈴木君ノ
ハ大體ニ於テ、本條復活ノ御趣旨デアラウト存ジマス、河村
君ニ於キマシテハ、種々六項ノ事柄ニ付テハ、多少輕重モア
リハシナイカト云フ意味ヲ含マシテ、御居デニナリマシタ
ガ、矢張其御考ヲ御維持ニナリマスカ、或ハ河村君並、鈴
木君ト御同一ニ御考ヘ戴クコトハ出來マセヌカ

○河村讓三郎君 左様ニ考ヘテ居リマス、其御意見ガ多數
デアレバ勿論……

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ是ハ原案復活ト云
フコトニ、小委員會デハ決メタト云フコトヲ、本委員會ニ報
告スルコトニ致シテ宜シクゴザイマスカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ其通り計ヒマス
○鈴木喜三郎君 既ニ本條ガ復活サレタト致シマスレバ其
結果、削除ニナリマシタ各條ガ總テ復活スルト云フコトニ
ナラウト思ヒマス、一言其事ヲ申上ゲマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今鈴木君ノ申サレタ通
リ、本條復活ノ當然ノ結果トシテ、本條ノ修正ノ爲ニ想ッ
テ所各修正ノ箇條ハ、モトノ儘ニ復活スルコトニナリマスカ
ラ、サウ御承知ヲ願ヒタウゴザイマス、サウスルト第二編ニ
移ッテ、二編ニ付テノ討議ヲ願ヒタウゴザイマス

○河村讓三郎君 第二百五十五條ノ中ニ、衆議院ニ於テ修
正ヲ加ヘラレマシテ「強制ノ處分ヲ必要トスル」トアリマス
ノヲ、罪證ニ濫減シ又ハ之ヲ使用シ難キニ至ル虞アルト
改メラレタノデアリマス、本員ハ此點ハ寧ろ衆議院ノ修正
ノ方ガ明カニシテ宜シヤウニ思ヒマス、強制ノ處分ヲ必
要トスルト云フコトハ全クニ漠然トシタ規定デアアルヤウニ
考ヘマスノデアリマス、然ルニ本條ニ於キマシテ被疑者
ノ勾留ト云フ文字ヲ削除サレマシタノデアリマスガ、此點
ハ百二十五條ニ對スルト同一ノ理由ニ依リマシテ、本員ノ

同意致シ兼ネル點デアリマス、是ハ是非共ニ復活セラレル
モノデアラウト考ヘルノデアリマス、其必要ナルコトハ
政府委員ノ説明、其他政府委員ノ意見ニ依テ十分明ニナ
テ居ラウト考ヘマス、檢事ノ職權ノ濫用ト云フコトニ對シ
マシテハ豫審判事又ハ區裁判所ノ判事ノ獨立ノ意見ニ依
テ決スルコトデアリマスカラシテ、決シテ公平ヲ缺クト云
フヤウナコトモナイダラウト考ヘマスルノデアリマス、其
他ヲ詳細ニ説明スルノ必要モナイダラウト思ヒマスカラ、
被疑者ノ勾留ト云フ文字ヲ復活スルト云フ意見ヲ提出イタス
ノデアリマス、併シ元ニ戻リマシテ、強制ノ處分ヲ必要トス
ルト云フコトニ付キマシテハ、私ハ以前ノ意見ヲ必ズシモ
固執スル積リハアリマセヌ、若シ其方宜イト云フコトヲ
政府委員ナリ、諸君ノ釋明ニ依ッテ了解シマスレバ、其方ニ
同意ヲ致シマス

○松室致君 チョット政府委員ニ質問ヲ致シマスガ、勾留ノ
必要ハ結局罪證濫減、ソレカラ被告人ノ逃亡ノ場合ニ起ッ
テ來ルダラウト思ヒマス、強制ノ處分ヲ必要トスルト云フ中
ニハ逃亡ノ虞アル場合モ含メテ居ルノデアリマスカ

○政府委員(林頼三郎君) 只今御尋ノ如ク被疑者ヲ勾留
スル必要ハ證據濫減ヲ防ギ、又逃走ヲ防グ、此二ツノ點ニナ
リマスカラ、強制處分ヲ必要トスル原因ニハ兩方ヲ包含ス
ルコトニナリマス

○松室致君 サウスルト衆議院ノ修正ハ逃亡ノ強制ハ、或
ル場合ニハ含マヌヤウデアリマスガ、過日ノ御説明デハ政
府委員モ御關係ニナッテ此修正ニ同意ナスタヤウニ承ハッ
テ居リマスガ、サウスレバモウ勾留ヲ必要トスル逃走ノ場
合モ已ラ得ナイト云フコトニ御考ニナッテ、サウシテ御同意
ニナツタ譯デアリマセウ、之ヲ一應承ハリマス

○政府委員(林頼三郎君) 原案ヲ勿論適當ト考ヘマシテ、
又實際ノ必要ニ應ズルノニハ原案ノ如キノガ相當デアルト
確信イタシテ居、クノデアリマス、衆議院デ修正ノ意見ガ出
マシテ、色々ノ關係ニ於テ已ムナク之ニ反對シナイト云フ
斯ウ云フ意見ヲ述ベマシタヤウナ次第デアリマス、此趣意
ノ御了解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○松室致君 ソレデ、私ハ矢張り此點モ原案ヲ復活セシメ
タイト云フ意見ヲ述ベテ置キマス

○鈴木喜三郎君 私モ松室委員ノ御意見ト同ジク逃亡ガ含
マヌト云フコトニナッテハ何ノ役ニモ立ツマイト思ヒマス
カラ、衆議院ノ修正中ニ逃亡ノ場合ヲ除外シタトスレバ、矢
張原案復活ノ意見ニ賛成イタシマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) チョット私カラ政府ニ御伺
ヒシタイト思ヒマス、政府ハ逃亡ハ含マレテ居ラヌト云フ
コトニ御取リニナッテ居リマスカ

○政府委員(林頼三郎君) 強制ノ處分ヲ必要トスルノハ逃
亡ノ場合ニ生ズルコトモ含シテ居リマスガ、衆議院ノヤウ
ニナリマスト之ガ含シテ居リマセヌ、原案ノ意味ハ含シテ
居リマス

〔速記中止〕

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 然ラバ河村讓三郎君ノ被疑
者ノ勾留ト云フコトノ後段ノ修正ヲ復活スルト云フコトヲ
御提案ニナツタ際ニ、チョット只今ノ御述ニナッテ置ラレタ點
モアリマスカラ、三君共ニ御同意見ト委員長ハ認メマシテ、
修正ノ二ツノ箇條共ニ原案ニ復活スルト云フコトニ付テ動
議ガ出テ居ルコトト認メマシテ決ヲ採リマス、二百五十七
條ノ兩修正共ニ原案原條ノ字句復活ト云フコトニ御異議ハ
ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ是ハ原條ニ復活イ
タシマシタ

○鈴木喜三郎君 私ハ其次ノ二百五十七條デゴザイマス
ルガ、二百五十七條ハ只今ノ御決議ニ基キマシタ結果、當然
復活スルコトニナルノデアリマスガ、私ハ政府原案ニ修正
ヲ加ヘラレト云フ意見ヲ有ッテ居ルノデゴザイマス、即チ其
修正ノ點ハ被疑者ヲ勾留シタル事件ニ付「下」ニ「二十日
以内」ト云フ四文字ヲ入レナイト云フト、被疑者ヲ勾留シタ
ル事件ニ付キ三十日以内……二十日以内デゴザイマスカラ
五字デスカ、公訴ヲ「提起セザル處分ヲ爲シタルトキハ」公
訴セザル時ノ方宜イノデアリマスガ、處分ヲ爲シタルト
キハ「トゴザイマスカラ要スルニ二十日以内ト云フ期間ヲ
制限シタイト云フデアリマシテ、文章ハ強イテ私ノ申上
ゲルコトニ拘泥ハ致シマセヌ、其意味ハ兎モ角起訴前ノ勾
留ノコトデアリマスカラ、更新又更新ト云フヤウナ工合ニ
シテ勾留日數ヲ延バシマスコトハアリマスマイガ、法律ノ
解釋トシテハ幾日デモ連續シテ勾留ガ出來ルヤウナコトニ
ナリマスルカラ、此場合ノ勾留ハ二十日以上ハ續ケルコト
モ出來ナイ、斯ウ云フ趣意ヲ以テ二十日ト云フコトノ制限
ヲシタイト云フ意見デアリマス、此點ニ付キマシテハ他ノ
立法例モアルヤウニ承知シテ居リマスルカラ矢張り二十日
ト云フコトヲ一應申上ゲテ置キマス、尤モ又他ノ委員諸君
ニ於キマシテ二十日ハ長イカラ十四日位ガ宜カラウト云フ
御意見ガアリマスレバ、其時ニハ又其意見ヲ申上ゲマスガ、
先ヅ二十日ト云フコトニ一應提案イタシマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 私ハ此際政府委員ニ伺ヒタ
イト思ヒマスガ、御意見ハ如何デアリマスガ、鈴木喜三郎君
ノ提案……

○政府委員(林頼三郎君) 政府デモ二百五十五條ノ衆議院

ノ提案……

ノ修正ニ付キマシテ先キ程申シヤウナ關係カラ強イテ反
對ラシナイト云フコトヲ申シテアル次第アリマス、從テ
二百五十七條ヲ左様ニ致シマスコトニ付テ明白ニ御答ヘス
ルコトガ出來ヌ次第デアリマスルガ、併ナガラ二百五十五
條ヲ復活スルコトニナリマス、今ノ御提案ノヤウ
ニ二十日ト云フ制限ヲ付ケルト云フコトハ至極適當デア
ルト考ヘマス、原案通りニシマスト云フト勾留ノ期間ガ制
限シテゴザイマセヌカラ、矢張一般ノ規則ニ依テ二箇月
ハ宜シイ、又更新ノ出來ルト云フヤウナ解釋ニナリマス、實
際上サウ云フコトハゴザイマセヌガ、法文ノ上デハサウナ
リマスカラ、其所デ不穩當ト云フ感ジモ起ルノデアリマス
ガ、ドウモ矢張制限ヲスルト云フコトハ適當ダラウト考
ヘマス、且又二十日間アリマスレバ、實際上ノ方面カラ見
シテ相當ノ處置ガ其間ニ出來ルノデアリマス、其期間モ至
極適當デアリカト考ヘテ居リマス

○河村善益君 私人本條ニ勾留期間ヲ付スルト云フコトハ
甚ダ必要ト存ズルノゴザイマス、併シ今鈴木君ノ仰ッシャ
ツト通り期間ノ長短ハ餘リ固ク主張スルノデハアリマセヌ
ガ、先ヅ二十日位方至當デアラウト云フ考デアリマスカラ、
鈴木君ノ御提案ニ賛成イタシマス

○鈴木喜三郎君 私人改メテ申上ゲマス、先程二十日ト
申シマシタガ今少シク期間ヲ短縮シテ十五日ト云フコトニ
意見ヲ修正イタシマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今鈴木喜三郎君河村善益
君並ニ松室君等カラ御提議ニナリマシタ二百五十五條ヲ衆
議院ハ修正削除シマシテ原案ニ復活シテ結果トシテ第二
百五十七條ヲ復活シ、合セテ「勾留シタル事件ニ付」下ニ「十
五日内ニ」ト云フ五字ヲ加ヘ、即チ茲ニ勾留期間ニ制限ヲ附
スルト云フコトノ御提議ガ出テ居リマス、二百五十七條ノ
復活並ニ制限ヲ附シテ復活スルト云フコトニ皆サン御異存
アリマセヌカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ其通り小委員會ハ
決シマシテゴザイマス

○鈴木喜三郎君 私人三百五十一條ニ付テ意見ヲ申上ゲタ
イト思ヒマス、二百五十一條第三項ハ衆議院ニ於テ削除ト
云フ修正ニナツテ居リマスルガ、本員ハ此削除反對ノ意見ヲ
有ツテ居ル者デゴザイマス、重複辯論ト云フコトハ聞イタ後
デナクンバ分ラヌカラ、斯ウ云フ規定ヲ置イタ、所ガ矢張り
實際ニ於テハ重複スルコトニナリハセヌカト云フコトデア
リマスカラ、自然數人ノ辯護人ノアル場合ニ於テ自カラ重
複辯論ヲ避ケルト云フコトガ出來ヤウト思フ、強イテ此規

定アルニモ拘ラズ殊更ニ重複辯論ヲスルト云フヤウナコト
ハ辯護士トシテ爲スベキコトデゴザイマセヌカラ、訓示規
定デアリマスルケレドモガ、之ヲ置クコトガ必要デアラ
ウト考ヘマス、ノ復活ノ動議ヲ提出イタシマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 他ノ諸君ニ於テハ御意見ア
リマセヌカ

○松室致君 先ヅ賛成シテ置キマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 贊成ガアリマス、只今鈴木
君ノ三百五十一條、第三項、衆議院デ削除シテアリマスル分
ヲ茲ニ復活スル、斯ウ云フ御動議ガ出テ居リマス、此通ニ致
シマシテ御異議ガゴザイマセヌカ……御異議ナイト認メマ
ス、之ヲ復活致シマス、是ヨリ第三編全部ヲ問題ニ供シマス
別ニ御意見モ出ナイヤウデゴザイマスカラ、第四編ニ移リ
マス……五編、六編ノ終リ迄ヲ問題ニ供シマス、別ニ是等ノ
編ニ付テモ御意見ガ出ナイヤウデゴザイマスカラ、第七編
ヨリ附則ノ終リ迄ヲ問題ニ供シマス

○河村善益君 衆議院ノ修正ニ依リマスルト云フト、第五
百三十二條ノ「正式裁判ノ請求ハ之ヲ拋棄シ又ハ」ノ「之ヲ
拋棄シ又ハ」ト云フコトヲ削除シテザイマス、本員ハ之ヲ
復活セヌベナラト云フ意味デゴザイマス、之ヲ削除シタ
理由ハ、先達テ政府委員カラ承ツタノニハ、檢事被告人ニ強
ヒテ正式裁判ノ請求ヲ拋棄サセル弊ガアルカラ、斯カノ規定
ハ削除シナケレバ人權ノ保護ガ出來ナイト云フ理由デア
タヤウニ伺ヒマス、此正式裁判ノ請求ヲ拋棄スルト云フ事
ハ、實際上非常ニ澤山アリマス、サウシテ此拋棄スルガ爲ニ
非常ナル手数ヲ省イテ、訴訟費用等ノ費用ガ掛カラズニ非
常ニ喜ンデ居ル者ガ社會ニ澤山アル、世ノ中ニ澤山アル、或
ハ多クノ檢事ノ中ニハ過ツテ、或ハ親切心カラシテ拋棄シタ
ラ宜カラウト勸告シタ者ガ万々アルカモ知レマセヌケレド
モ、ソレハ至テ稀ナコトデゴザイマス、多クノ被告人ハ皆
之ヲ便利トシテ居ル、殊ニ此選舉法違反ノ時ノ如キハ一時
ニ數千人ノ被告人ガ裁判所デ調ベラレマス、サウシテ略式
手續デ罰金是レ程デアルト云フ事ヲ示サレテ、喜ンデ正式
裁判ノ請求ハ拋棄シテ、皆ソコデ略式手續ニ承服シ、
家ヘ歸ツテ來マシテ大變便利デアルト喜ンデ居ル、是マデ多
クノ事件ノ中ニハ或ハ僅カニ檢事ガ過ツテ強イテ拋棄サシ
タト云フヤウナコトガアルガ爲メニ、之ヲ削除シテ多クノ
人ニ不便ヲ被ラヌト云フコトハ甚ダ立上得策デナイト存
ジマスカラ、是非是ハ存置シテ置カネバナラヌト云フ意見
デアリマス

○松室致君 私人矢張河村委員ノ御提議ニ御同意スル一
人デアリマスルガ、少シ私ハ何故拋棄スルト云フコトガ
便利デアルカト云フコトニ付テ一言補フテ置キタイト考ヘ

マスガ、マダ此日本デハ區裁判所ノ數方隨分多クナツテ居
リマスルケレドモ、ナカナカ其管轄區域ガ廣イモノデアリマ
スルカラ、山ノ中ナドニナリマスルト云フト、遠イ所ハ十里
モ歩イテ漸ク區裁判所ニ着スルト云フヤウナ所ガ多イノデ、
サウ云フ所デ罰金ヲ言渡サレテ、サウシテソレノ確定期日迄
逗留シテ居ルト云フコトモ、ナカレバ費用ガ積リマスルシ
直チニ確定セナイ裁判ヲ、言渡サレテ罰金ヲ納メルト云フ
コトモ出來マセヌ、隨分被告人ニナツタ者ハ困ル、ソレデ現
行法デハ斯ウ云フ拋棄トカ云フヤウナコトハナイ、今ハ
ルカモ知レマセヌガ古イ頃ハナシタ、デ非常ニ困ルコトガ
多クカ、之ヲ不便ヲ感ジテ居リマシタノデアリマスルガ、此
大變便利デ、被告人ノ大シク利益ニナルノデアリマス、僅カ
ナ罰金ヲ言渡サレテ非常ナ費用ヲ費ヌト云フ馬鹿氣ヲ手續
ヲ免カレルノデアリマスルカラ、至極此復活ト云フコトハ
宜シイコト、考ヘマスルニ依リマシテ、御同意スル次第
デアリマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今河村善益君カラ、第五
百三十二條ノ衆議院ニ於テ削除修正ニナツテ居リマス正式
裁判請求拋棄ノ點ハ、之ヲ復活スルト云フ御動議ガ出テ御
贊成ニナツテ居リマス、是ハ御提議ノ通り復活ト云フコトニ
決シマシテ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 其通り決シマシテゴザイマ
ス

○河村善益君 先刻申上ゲマシタ五百三十二條ノ「正式裁
判ノ請求ハ之ヲ拋棄スルト云フ」ハ、之ヲ復活スル、ソレト
同時ニ第五百三十五條ノ其請求ノ「拋棄者若ハ」ノ四字ハ之
モ同ジク復活スル意見デアリマス、理由ハ同ジコトデアリ
マス

○贊成「ト呼フ者アリ」

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今河村善益君カラ第五
百三十五條衆議院デ削除修正ニナツテ居リマス、政府提出
原條通り復活スル、斯ウ云フ御動議ガ出テ居リマスガ其通
リ決シマシテ御異存ゴザイマセヌカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 御異議ナイト認メマス復活
イタシマス、其外何カ御修正ノ點ハゴザイマセヌカ

○松室致君 第五百五十八條ノ第二號ハ之ヲ削除シタ方ガ
宜カラウト考ヘマス、斯ウ云フモノヲ通算スルト云フコト
ニナリマス、殆ド執行效力ト云フモノハナクナル様ナ
場合ガ起ツテ來ヤシナイカト云フ心配ガアリマス、ノデ……、
先ヅ理由ハソレダケニ致シテ置キマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 此席カラ伺ヒマスガ、政府委員ニ於キマシテハドウ御考デゴザイマスカ

○政府委員(林頼三郎君) 「上訴申立後ノ未決勾留ノ日數ハ左ノ例ニ依リテ本刑ニ通算ス」ト云フ點ニ付キマシテハ、此案ヲ立案ラシマスル時ニモ大分議論ガゴザイマシテ今松室委員ヨリ御説明ニナリマシト通り、斯ノ如キ通算ヲスルト云フコトニナリマス

○松室致君 サウデス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 趣意ニ於テサウ決シテ置キマシテ、法文ハ政府ニ御頼ミスルト云フ、斯ウ云フ心持ヲ以テ修正スル、斯ウ云フコトデゴザイマス

○松室致君 サウデス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今松室君カラ出マシタ動議ニ於キマシテ、五百五十八條ハ第二號ノ「檢事ニ非サル者ノ上訴ナル時ハ勾留日數ノ二分ノ一」ト云フヲ削ズルト云フコトニ賛成ガアリマスガ、政府ニ於テモ別ニ反對ノ意見ハ持ッテ居ラヌト、斯ウ云フコトデアリマス、此通り決シマシテ御異議ゴザイマセヌカ

○河村讓三郎君 ソレハ只今ノ意見ハ其趣旨ニ於テ御採決ニナルノデ、條文ノ書方ハ政府ニテモ委スノデスカ、ドウデスカ、唯、削リッパナシテハ具合ガ悪イ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 削リッパナシトハ私ハ云ヒマセンデシタガ、サウデハナイノデスカ

○松室致君 法文ハ政府委員ニ御委セスルト云フ意味デゴザイマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 趣意ニ於テサウ決シテ置キマシテ、法文ハ政府ニ御頼ミスルト云フ、斯ウ云フ心持ヲ以テ修正スル、斯ウ云フコトデゴザイマス

○松室致君 サウデス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 只今松室君カラ出マシタ動議ニ於キマシテ、五百五十八條ハ第二號ノ「檢事ニ非サル者ノ上訴ナル時ハ勾留日數ノ二分ノ一」ト云フヲ削ズルト云フコトニ賛成ガアリマスガ、政府ニ於テモ別ニ反對ノ意見ハ持ッテ居ラヌト、斯ウ云フコトデアリマス、此通り決シマシテ御異議ゴザイマセヌカ

○河村讓三郎君 ソレハ只今ノ意見ハ其趣旨ニ於テ御採決ニナルノデ、條文ノ書方ハ政府ニテモ委スノデスカ、ドウデスカ、唯、削リッパナシテハ具合ガ悪イ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 趣意ニ於テサウ決シテ置キマシテ、法文ハ政府ニ御頼ミスルト云フ、斯ウ云フ心持ヲ以テ修正スル、斯ウ云フコトデゴザイマス

○松室致君 サウデス

シタルトキハ訴訟ノ申立後ノ未決勾留ノ日數ハ其ノ全部ヲ本刑ニ通算ス」ソレカラ第二項ニ續クノデアリマス、第一項ト一號ニ號……

○鈴木喜三郎君 只今松室委員ノ御修正ニ付キマシテ私ハ賛成ノ意見ヲ表シマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 今先キニ第五百五十八條ニ付テハ二項ヲ削除スルト云フ……修正スルト云フ意味ニ於テ決ヲ採リマシタ、其時留保シテ申上ゲテ置イタ次第デアリマスガ、政府委員ト交渉ノ結果、只今松室君カラ御提案ニナリ鈴木君カラ御賛成ニナッテ居リマス第五百五十八條ノ修正、第一項、ソレカラ第二項、第三項、之ヲ合致シテ、サウシテ第一項……間違ヒマシタ、第一項ノ修正ヲ讀ミ上ゲマスカラ、第五百五十八條「刑事上訴ヲナシタルトキハ上訴申立後ノ未決勾留ノ日數ノ全部ヲ本刑ニ通算ス」斯ウ云フコトニナルノデアリマス、此通り決シマシテ御異議アリマセヌカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハサウ決メマスデゴザイマス、而シテ只今本小委員長ニ於キマシテ修正シタ簡條ハ除イテ、全部政府提案衆議院修正添附ニナッテ居リマス、此刑事訴訟法案ニ付キマシテハ、此通り決シマシテ差支ゴザイマセヌカ

○鈴木喜三郎君 申ス迄モナイコトデゴザイマスガ、只今本委員會ニ於テ復活若クハ修正ト云フヤウナコトノアリシ結果ノ爲ニ、條文上ノ整理上變テ來ル所ハ多クアルノデアリマスガ、ソレハ結果トシテ或ハ原案ニ復活シ或ハ條文ノ訂正ト云フヤウナコトガアルト云フコトヲ前提ト致シマスルコトハ、勿論ノコト、承知致シマスガ、サウデゴザイマスカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) サウデゴザイマス、其意味ニ於テ申上ゲテ積リデアリマス、只今鈴木君ノ申サレタ意味ヲ以テマシテ、此刑事訴訟法案ハ此處デ修正致シマシタ簡條竝ニ政府ノ述べラレタ點ヲ留保シテ置キマシテ、刑事訴訟法案政府提出衆議院修正サレ廻ッテ居リマス此通り決シテ宜シウゴザイマスカ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハ之ニ決シマシテゴザイマス

○河村讓三郎君 丁度小委員會ニ託サレタ「聴取シ能ハズ」願ヒマス

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 尙ホ小委員會ニハ本委員會ヨリ民事訴訟法、尙ホ身元保證ニ關スル法律案ト云フモノヲ委ネラレテ居ル次第デアリマス、民事訴訟法中改正案ヲ

只今議題ニ供シマス

○河村讓三郎君 此兩案ニ付テ政府委員ノ御意見モ少シ承ッテ見タイノデアリマスガ、只今デ差支ナイノデアリマスガ

○政府委員(林頼三郎君) 私ハ掛リガ違ヒマスガ、前ニ身元保證ニ關スルモノヲ議題ニ供サレタイ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 身元保證ニ關スル法律案ヲ議題ニ供シマス

○河村讓三郎君 身元保證契約ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、先日政府委員ニ質問致シマシテ大分御説明ヲ承ク、デアリマス、斯ノ如キ法律ハ政府ニ於テ慎重審査サレタ上ニ御提出セラルベキモノデアルト考ヘマスガ、政府委員ノ御意見ニ依リマシテ、今何時マデニ提出セラルルカト云フ事ヲ豫期スルコトモ出来ナイ、云フコトデアリマス、何時出來マスカ分ラヌ状態デアアルノデアリマス、然ルニ此身元契約ニ付キ適從スベキ法規ガナイ、僅ニ特殊ノ場合ニ關常ニ危懼ヲ抱イテ身元保證ニ立ツ事ヲ妨ゲルヤウナ事情ニナッテ居ルノデアリマスガ、一日モ早ク相當ノ規定ヲ得タイト云フ希望ガ、大分民間ニモアリマスヤウデアリマス、ソレデ之ヲ完全ナルモノトシテ、更ニ他ノ法規ト共ニ政府ヨリ提出セラレ、數年ノ後ニ於テハサウ云フコトモアリマセウガ、此際相當ノ規定ヲ設ケルト云フ事ガ必要デアラウト考ヘルノデアリマス、然ルニ此案ノ通りデハ、現ニ學校兒童ノ身元保證ノ如キモノモ、矢張包含スルヤウナ法文上ニナッテ參ル、實際此案ノ通りデハ大ニ差支ヲ生ズルト云フ意見モ今回ハ出マシタカラ、相當ニ之ヲ修正サレルト云フ事ニ致シタイト思ヒマスガ、此修正ニ付テハ暫ク速記ヲ止メテ、政府委員ト協議ヲ致シマシテ、成案ヲ得タイト考ヘテ居リマスカラ、政府委員ノ御出席ヲ願ッタンデアリマス、ソレデ如何デセウ……

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハチヨット速記ヲ止メテ……

○河村讓三郎君 此兩案ニ付テ政府委員ノ御意見モ少シ承ッテ見タイノデアリマスガ、只今デ差支ナイノデアリマスガ

○政府委員(林頼三郎君) 私ハ掛リガ違ヒマスガ、前ニ身元保證ニ關スルモノヲ議題ニ供サレタイ

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) 身元保證ニ關スル法律案ヲ議題ニ供シマス

○河村讓三郎君 身元保證契約ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、先日政府委員ニ質問致シマシテ大分御説明ヲ承ク、デアリマス、斯ノ如キ法律ハ政府ニ於テ慎重審査サレタ上ニ御提出セラルベキモノデアルト考ヘマスガ、政府委員ノ御意見ニ依リマシテ、今何時マデニ提出セラルルカト云フ事ヲ豫期スルコトモ出来ナイ、云フコトデアリマス、何時出來マスカ分ラヌ状態デアアルノデアリマス、然ルニ此身元契約ニ付キ適從スベキ法規ガナイ、僅ニ特殊ノ場合ニ關常ニ危懼ヲ抱イテ身元保證ニ立ツ事ヲ妨ゲルヤウナ事情ニナッテ居ルノデアリマスガ、一日モ早ク相當ノ規定ヲ得タイト云フ希望ガ、大分民間ニモアリマスヤウデアリマス、ソレデ之ヲ完全ナルモノトシテ、更ニ他ノ法規ト共ニ政府ヨリ提出セラレ、數年ノ後ニ於テハサウ云フコトモアリマセウガ、此際相當ノ規定ヲ設ケルト云フ事ガ必要デアラウト考ヘルノデアリマス、然ルニ此案ノ通りデハ、現ニ學校兒童ノ身元保證ノ如キモノモ、矢張包含スルヤウナ法文上ニナッテ參ル、實際此案ノ通りデハ大ニ差支ヲ生ズルト云フ意見モ今回ハ出マシタカラ、相當ニ之ヲ修正サレルト云フ事ニ致シタイト思ヒマスガ、此修正ニ付テハ暫ク速記ヲ止メテ、政府委員ト協議ヲ致シマシテ、成案ヲ得タイト考ヘテ居リマスカラ、政府委員ノ御出席ヲ願ッタンデアリマス、ソレデ如何デセウ……

○委員長(伯爵寺島誠一郎君) ソレデハチヨット速記ヲ止メテ……

アリマス、又聊カ穩當ナラヌト信ズル點モアリマスガ故ニ、
ココニ修正意見ヲ提出イタシタイト存ジマス、此修正ハ第
一條ヲ「雇傭契約其ノ他ニ因リ他人ノ事務ヲ處理スル者」ニ爲
メニスル身元保證契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年ヲ經過シタ
ルトキハ身元保證人ニ於テ之ヲ解除スル事ヲ得、但身元保
證ノ期間ガ不確定ナルトキ又ハ五年ヲ超過スルモノナルト
キハ身元保證契約成立ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル後ニ非ザ
レバ之ヲ解除スルコトヲ得ス、ソレカラ第二項ニナリ「前項
ノ場合ニ於テ契約ノ解除ハ六箇月前ハ豫告ヲ以テ之ヲ爲ス
コトヲ要ス」、第二條ヲ削除スル、ソレカラ「第三條」ヲ「二
條」ニ「第四條」ヲ「三條」ニ改メ、ソレカラ「第四條」ノ中ニ
「前三條」トアルノヲ「前二條」ニ改メ、ソレカラ附則ノ但
書中ノ「及第二條」ヲ削除スル、以上ノ如キ修正案ヲ提出イ
タシマスノデアリマス、其趣意ヲ簡單ニ申述ベマス、原案ニ
「身元保證契約」トアリマス、廣ク意味ヲ有スルモノデ
アリマシテ、學校生徒ノ身元保證又官公吏ノ身元保證等モ
其中ニ包含スルモノト解釋セラルルノデアリマス、然ルニ
學校生徒、官公吏ノ身元保證等ニ對シテハ、此法律ヲ適用ス
ルト云フ考ハナカッタモノデアリマス、ト云フコトヲ承知イ
タシタノデアリマス、又學校生徒ノ身元保證ニ、斯ノ如キ規
定ヲ適用スルト云フコトハ、其必要ガナイノミナラズ、却テ
不都合ヲ生ズル虞ガアルノデアリマス、又官公吏ノ身元保
證ニ付キマシテハ、諸般ノ行政法規トノ關係モアリマシテ、
其當局ノ意見モ對酌イタシマセヌケレバ、斯ノ如キ法規ヲ
適用シテ妨ゲナキヤ否ヤト云フコトモ、決定イタシ難イノ
デアリマス、從テ此學校生徒、官公吏ノ身元保證ハ、此法案
ノ規定ヨリ除外スルト云フコトニ致サネバナラヌト考ヘマ
スルノデアリマス、之實際ノ如キ規定ヲ必要ナリト認メ
マスルノハ、會社ノ社員、番頭手代小僧等雇傭契約ニ於テ、
斯ノ如キ規定ヲ爲ス必要ガアルノデアリマス、ソレ故ニ此
修正意見ニ於キマシテハ、身元保證ノ種類ヲ限定イタシマ
シテ、雇傭契約ト認メタ次第デアリマス、併ナガラ全ク此嚴
重ナル意味ニ於ケル雇傭契約ニ限ルト云フコトモ、狹キニ
失スル虞モアリマスルカラ、其ノ下ニ「其他ニ因リ」ト云フ
文字ヲ加ヘテシタノデアリマス、是ハ極メテ稀ナコトデア
ルカモ存ジマセヌガ、長キ期間ヲ定メテ委任契約ヲ締結シ、
財産ノ管理ヲ託スルト云フヤウナ場合ニ於テ、身元保證ヲ
立テルト云フコトモアリ得ルコト信ジマスルガ故ニ、ソ
レ等ノコトヲ慮ッテ、少シ餘地ヲ存シタ次第デアリマス、此
「他人ノ事務ヲ處理スル者」ト云フコトヲ加ヘマシタノハ、
之ニ依テ學校生徒ヲ除外スルト云フコトヲ明カニスル、又
官公吏ノ身元保證モ、此規定ニハ入ラスモノデアルト云フ
コトヲ明カニスルコトガ出來ル、ト云フ考ヲ以チマシテ斯

ヤウニ認メタノデアル、但書ニ於テ云キト認メマシタノハ、
原案ノ第二條ノ規定ヲ改メマシテ、但書ト致シタノデアリ
マス、原案ノ第二條ニ依リマス、契約ハ當然解除セララル
ト云フコトニ規定シテアリマスガ、斯ノ如キ契約ガ一定ノ
期間ヲ經過シタ爲ニ當然解除スルト云フコトハ、他ニ餘リ
例モアリマセヌヤウデアリマス、デ外國ノ立法例ヲ參酌イ
タシマシタガ、瑞西ノ民法ノ中ニ、身元保證ニ類スル規定ガ
アルノデス、其規定ニ依リマスルモ、一年ノ期間ヲ經過シ
タ時ニハ、解除スルコトヲ得ルト云フコトニナッテ居ルノデア
リマシテ、原案ノ如ク當然解除スルト云フノデアリマセ
ヌノデ、旁々改メマシテ此五年ヲ經過シタ後ハ解除スルコ
トヲ得ルト云フコトニ、規定ヲ認メマシタノデアリマス、ソ
レカラ原案ニ商工業見習者ノ身元保證ニツキマシテ、特
十年トスト云フコトノ規定ガアリマシタノデアリマス、此
規定ヲ改メマスニ付テハ多少考慮ヲ費シマシタ譯デアリマ
スガ、能ク實際ノ事情ヲ推考シマスルニ、番頭小僧トナリマ
スル者ハ多クハ小學校卒業後ノ者デアリマセウカト思ヒマ
ス、ソレデ五年ヲ經マシレバ相當ノ年齢ニモナリマス、萬一
契約ニ背イテ主人ニ迷惑ヲ掛ケルト云フコトガアリマシテ
モ、主人ハ本人ニ對シテ追究イタスト云フコトニ依テ、其損
害ノ辨償ヲ求メルコトモ出來ル、身元保證人ニ對シテ請求
スルト云フコトハ、先ツ五年間位ノコトニ致シテ置キマシ
テ、多クノ場合ニ差支ハナカラウカト考ヘマスルノデ、餘リ
錯雜ナ規定ヲ設ケマスルヨリハ、總テノ場合ヲ併セテ斯
ニ規定シタ方宜カラウト云フ考デアリマス、大體斯ウ云
フ趣意ヲ以チマシテ、修正ヲ致シマシタ譯デアリマス

○副委員長(松室致君) 當局ノ御意見ハ……
○政府委員(三宅正太郎君) 至極御尤モナル御修正ト存ジ
マスルノデ、政府ハ全然之ニ贊同イタシマス
○鈴木喜三郎君 私モ修正ニ贊成イタシマス
○伯爵寺島誠一郎君 贊成
○副委員長(松室致君) 河村君ノ修正案ニ御異議ナイモノ
ト認メテ宜シウゴザイマスカ

□異議ナシト呼フ者アリ

○副委員長(松室致君) ソレデハ修正案ヲ可決ト云フコト
ニ致シマス、其他ハ矢張原案通り、ソレカラ今度ハ引續イテ
民事訴訟法中改正法律案、是ハマダ政府委員ノ御説明ガナ
カッタノデ一應御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(三宅正太郎君) 此修正ノ御趣旨ハ從來證據調
ベノ申立、竝ニ證據決定變更ノ申立ト云フコトハ、當局者ガ
口頭辯論ノ期日ニ於テナスベキモノトナッテ居ルノデアリ
マス、其以前ニ於キマシテ證據調ベノ申立、竝ニ證據決定變
更ノ申立ヲナスコトガ出來ナクナッテ居リマス、ソレガ爲ニ

證據調ベノ申立、竝ニ證據決定變更ノ申立ヲナス爲ニ、特ニ
一ノ口頭辯論期日ヲ開キマシテ、次イデ證據調ベヲ致スト
云フ結果ニナリマシテ、訴訟ガ無益ニ延引スルト云フ弊ガ
ゴザイマスノデ、其弊ヲ矯ムル爲ニ口頭辯論期日ヲ前ニ於テ
書面ヲ以テ、當事者ヲシテ證據調ベノ申立、竝ニ證據決定變
更ノ申立ヲナシメテ、裁判所ハ豫メ相手方ノ意見ヲ求メ
テ置イテ證據ノ決定ヲナシテ、サウシテ口頭辯論期日ニ於
テ、其證據調ベヲナスト云フコトニ致シマス、サウ致
シマス、口頭辯論期日ニ付テ次ノ口頭辯論期日ノ前ニ、特
別ニ一ノ口頭辯論期日ヲ開クト云フ必要ガナクナルト云フ
趣旨カラ、此修正ハ出タ次第デアリマシテ、政府ニ於キマシ
テハ其趣旨ニ於キマシテ、是ハ至極御尤モナルコト存ジ
マスノデ、全然贊同イタス次第デゴザイマス、ドウカ御審議
ヲ願ヒタウゴザイマス

○鈴木喜三郎君 此修正案ハ極ク簡單ナモノデゴザイマシ
テ、私ハ別ニ質問スル點モナイノデゴザイマス、本案ハ訴訟
審理ノ進捗ヲ計ル上ニ於テ、適當ナル改正案ト思ヒマスカ
ラ贊成イタシマス

○副委員長(松室致君) ドナタモ御異議ハアリマセヌカ
□異議ナシト呼フ者アリ

○副委員長(松室致君) ソレデハ可決イタシマス、サウス
ルト特別委員會ノ期日ハ委員長ヨリ申上ゲルコトニ致シマ
ス、小委員會ハ是デ散會イタシマス

午後三時十七分散會
出席者左ノ如シ

委員長	伯爵寺島	誠一郎君
副委員長	松室	致君
委員	河村	善益君
	河村	讓三郎君
	鈴木	喜三郎君
	鈴木	省三君
	岡田	文次君
	湯淺	倉平君

政府委員

司法省刑事局長	林	頼三郎君
司法省參事官	三宅	正太郎君
司法省參事官	清水	行恕君
司法省參事官	岩村	通世君

大正十一年四月五日印刷

大正十一年四月六日發行

貴族院事務課

印刷部 印刷